

飯塚市自治会活動感染対策補助金交付要綱

令和2年12月21日
飯塚市告示第389号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する取組をしている自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2の規定により認可を受けた町内会及び区を含む。以下同じ。)の活動継続を支援することを目的として交付する飯塚市自治会活動感染対策補助金(以下「補助金」という。)について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、自治会の運営に関し新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する取組を講じた自治会とする。

(積算の対象となる経費)

第3条 補助金の積算の対象となる経費は、自治会において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の取組に要した費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の対象経費に相当する額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、1自治会当たり200円に隣組数を乗じて得た額に15,000円を加算した額を限度とする。

(交付申請書兼請求書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自治会活動感染対策補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定通知については、当該補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(宛先)飯塚市長

申請者 自治会名
代表者住所
代表者氏名 印
代表者電話番号

自治会活動感染対策補助金交付申請書兼請求書

飯塚市自治会活動感染対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

購入価格	合計	円
交付申請額	合計	円
添付書類	(1) 領収書の写し (2) 購入内訳	

補助金振込先

振込金融機関名・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義(申請者に同じ)	

